

## 社会資本整備における紛争解決型合意形成に関する実態と意識調査

### 第三者：メディエーターの導入

国土交通省	国土技術政策総合研究所	正会員	笛田 俊治*1
国土交通省	国土技術政策総合研究所	正会員	松本 美紀*1
国土交通省	国土技術政策総合研究所	正会員	服部 司*1

#### 1. はじめに

国土交通省所管の社会資本整備においては、住民参加制度が導入されることで、企画立案の検討プロセスの透明性や公平性の向上に努めてきた。このような動向に伴い、現在では、この制度に基づいた社会的合意の形成を促す取組も増えてきた。

その一方、事業によっては利害対立が生じ、合意に達するまでに相当な時間を要しているケースも少なくない。これを踏まえ、当室では、「対立点が発生した場合や予見される場合において、事業主体や各利害関係者が対立点を解消し合意を形成する」ことを「紛争解決型合意形成」と定義し、その手法の確立を目指している。

2007年には、米国の社会資本整備分野において導入されているメディエーションおよび紛争アセスメントに着目し、「社会資本整備における合意形成円滑化のための手引き（案）～紛争アセスメント及びメディエーション～」を作成した。そこで、我々はメディエーション適用のための6つのステップを提案している。それぞれのステップで重要視されるのが、メディエーターという利害関係者以外の第三者の活用方法であり、具体的には、第三者の中立性の確保、ステークホルダーの事前把握、責任の所在等について言及している。

しかし、米国ではその第三者の活躍が高く評価されているが、我が国において利害関係者ではない第三者の関与によって合意に至った実績は少ない。そこで、本研究では、我が国の社会資本整備をめぐる環境にふさわしい第三者の資質を把握するため「紛争解決（継続中を含む）」に取組む地方整備局及び事務所職員を対象とし、第三者の実態と、利害関係者から求められる第三者の資質に関する意識調査を実施、検討した。

#### 2. 調査概要

本調査は、現場で紛争解決に携わる職員を対象とし、2009年2月中旬から下旬にかけて実施した。調査方法は、Webアンケート形式とし、各地方整備局に5つのIDを作成し、それぞれに英数字8文字のランダムパスワードを与えている。Webアンケート入力サイトは担当者のみ公開し、情報管理を行った。なお、入力担当者は、各地方整備局の事業評価担当者より選定している。

調査内容は、大きく4つに分類され、事例概要、話し合いの姿勢に対する考え方、話し合いの体制（第三者の位置づけ）に対する考え方、話し合いの効果、で構成されている。全質問項目数は約80項目（属性により回答が異なるため）である。このうち、本研究で分析に用いた項目は、第三者に関わる項目のみとし、調査内容 および の全15項目と調査内容 および から11項目を選定している。

これらの項目の回答方法は、調査内容 および は主に2択形式を用い、その詳細について自由記載を設けている。また、調査内容 および は、「そう思う～そう思わない」のリッカート法に基づく4件法を採択した。

分析には統計解析を用い、単純集計、共分散構造分析等を行っている。なお、無回答は欠損値とした。

#### 3. 結果と考察

回答事例数は28件であり、その内、有効回答件数は15件（53.6%）であった。

---

キーワード 紛争解決、合意形成、メディエーション、第三者

連絡先 \*1〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 国土技術政策総合研究所 建設マネジメント技術研究室

T E L 029-864-4239

この事業担当者 15 名が第三者を事業の話し合いに導入する際、彼らの適性を見極める判断要因を把握するため、「第三者の資質の見極め」が、「第三者が実施する話し合いの方法」に規定されるという仮説モデルをたて、共分散構造分析により検証した。

その結果、最終モデル(図-1参照)では、話し合いの機会のあり方、第三者の選定条件、第三者の資質・第三者に求めるもの、話し合いのプロセスのあり方と命名した4つの潜在変数が得られた。モデルの適合度指標は、GFI が 0.713 であり適合度があまり高くないが、これはケース数が少ないためであると考えられる。変数間の

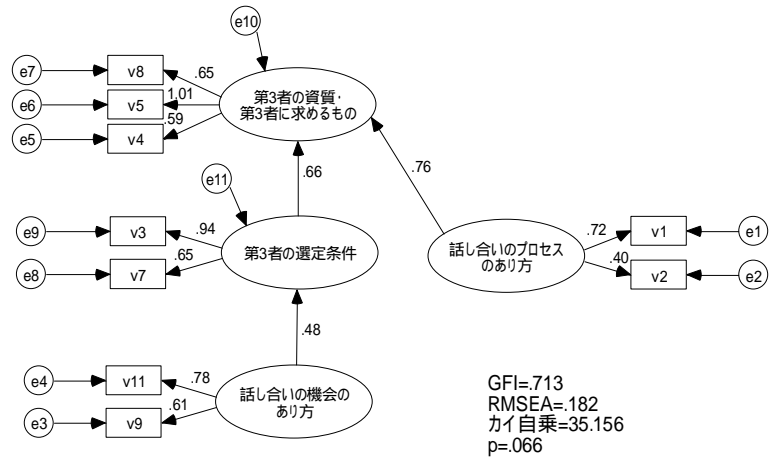


図-1 共分散構造分析 モデル検証結果 (最終モデル)

関係からは、  
 第三者の選定条件 (v7: 第三者は調整役として実務経験がある人にすべき、等) は話し合いの機会のあり方 (v10: 行政はステークホルダーとコミュニケーションができる多様な機会を用意すべき、等) に対する考えに影響され (.48),

第三者の資質 (v8: 公平になるように第三者がすべての参加者に偏りなく接するようにすべき、等) は、  
 第三者の選定条件に影響 (.66) されている

ことがわかった。また、その資質は、話し合いのプロセスのあり方 (v1: 話し合いの最初に関与する全ての主体の役割を明らかにしておくべき、等) の考えに、直接影響 (.76) されていた。

すなわち、事業担当者にとっての第三者は、話し合いの機会を参加者に均等に与えられる人が求められ、公平に中立性を保って欲しいという期待が働いていると解釈できる。

また、この 15 件の内、実際に事業説明時に第三者を導入していた事例は 7 件あった。第三者の役割を果たしていた人物の社会的地位について尋ねたところ、学識経験者のみ: 3 件、学識経験者 + 地元の代表者: 2 件、学識経験者 + 他部局の行政職員 (現役): 1 件、地元の代表者のみ: 1 件であった。

それぞれの導入事例により、得られた効果は多様であり、「話し合うべき論点が明確になった」という意見は全ての導入事例において一致して得られた効果であった。また、特徴として、地元の代表者のみを第三者の役割として導入した事例のみ、「関係が良くなかった市民と話し合いのテーブルにつくことができた」という選択肢を採択していたという結果が得られた。

4. まとめ

米国で普及しているメディエーションでは、第三者は利害関係者以外の人物を活用することとされている。しかしながら、本調査結果から、我が国のコミュニティ文化では、例え利害関係者であったとしても、従来から地元住民に信頼関係を構築できているような住民であれば、第三者としての役割を果たすことも可能であることが理解できた。また、事業担当者の理想とする第三者の資質をその住民が満たした上で合意に至る効果も得られていることがわかった。

今後、日本の社会、国民の価値観、制度的枠組みなどの環境を十分踏まえ、我が国に相応しいメディエーターの育成を図り、現場への適用を通じて、知見を深めていくことが重要である。

参考文献

- ・ 社会資本整備における合意形成円滑化のための手引き (案) ~ 紛争アセスメント及びメディエーション ~  
 URL: <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/pi/tebiki.pdf>